

冲繩群島政府
知事室事務局

錄
51

冲繩群島知事 平良 政雄

沖繩縣統計調查條例

(目的)

第一條 この條例は、油糧雜穀の行政
事務に必要と統計調査を行い、民衆

國不承の記、又承、

ものについて、この限りでない。

數料を取廻め、確實な方法により併

日、十一日、三十一日中に銀行又は郵便局に納入し、別に定める様式により収入税別集計表及収入何報を財政部長に提出するものとす。

附則

- この條例は公布の日から施行し、一九五一年四月一日から適用する。
- 看査検査手数料徴収規程(一九四九年四月一日沖縄政府府令第三號)は廃止する。

沖縄縣政府府令第廿五號
沖縄縣政府府令第廿五號の一部を改正する條例を、ここに公布する。

一九五一年五月八日
沖縄縣知事 平良 辰雄

沖縄縣政府府令第廿五號

沖縄縣政府府令第廿五號の一部を改正する條例

正する條例

沖縄縣政府府令第廿五號(一九五一年三月十九日沖縄縣政府府令第十號)の一部を次のように改正する。

第二章第四節第廿六條第一項第二號

の次に、次の一號を加え、第三號を第四號とし、第四號を第五號とする。

三 帆船

- 五噸まで 年額 百二十圓
- 十噸まで 年額 二百五十圓
- 二十噸まで 年額 六百圓
- 二十噸を越ゆるもの 年額六百圓に十噸を増す毎に二十圓を加算する。

附則

この條例は、公布の日から施行し、一九五一年四月一日から適用する。

五の年六月十六日軍政府令第七號修正の規定に基き、沖縄縣政府府令第廿五號に關する條例を、ここに公布する。

一九五一年五月八日
沖縄縣知事 平良 辰雄

沖縄縣政府府令第廿六號

沖縄縣政府府令第廿六號の一部を改正する條例

第一條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第一條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第二條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第三條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第四條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第五條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第六條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第七條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第八條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

第九條 沖縄縣政府府令第廿六號の政令を改正し、左の如きとす。

事務官制

第五條 所長は、事務官を一つにこれに充てる。

第六條 所長は、沖縄縣政府府令第廿五號の政令に基き、所長を任命する。

第七條 所長は、所長の命令を受け事務に從事する。

第八條 所長は、所長の命令を受け事務に從事する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

一九五一年五月八日
沖縄縣知事 平良 辰雄

沖縄縣政府府令第廿七號

沖縄縣政府府令第廿七號の一部を改正する條例

第一條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第二條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第三條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第四條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第五條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第六條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

第七條 沖縄縣政府府令第廿七號の政令を改正し、左の如きとす。

を以て他の年度に属すべき支出に充てることはできない。

第四條 歳入の所属年度は左の区分に属する。

一、納期の一足した収入は、その納期の末日の属する年度。

二、足期に賦課することのできないため時に納期を定めた収入又は臨時の収入で賦課令書、賦課令書又は納期告知書を発給するものは、令書又は告知書を発給した日の属する年度。

三、臨時の収入で賦課令書、賦課令書又は納期告知書を発給しないものは、領収をした日の属する年度。

四、交付金、補助金、新借金、借入金その他これに類する収入でその収入を計上した年度の属する年度の支出に用いられなかったものは、その年度の属する年度。

五、歳入の所属年度は左の区分に属する。

一、普通開帳、報明、給料、旅費、備人料、その他これに類する給費は、その支給すべき事実の生じた時の属する年度。但し別に定まつた支拂期日があるときは、その支拂期日の属する年度。

二、通信費、土木建築費、物件購入費等は、契約をした時の属する年度。但し、契約により定められた支拂期日があるときは、その支拂期日の属する年度。

三 前年度の繰入金、貸入金等は、その支出を計上した予算の額とする年度。

四 第二十二條の規定による繰入金、貸入金の繰入の決定をした日の属する年度。

五 前各号に掲げるものの以外のもは、その支拂命令が発した日の属する年度。

第六條 各年度において歳計に剰餘があるときは、翌年度の歳入に繰入し、けられなければならない。但し、歳会の議決により剰餘金の全部又は一部を基本財産に繰入する場合においては、繰入しないでもこれを支出することが出来る。

第七條 大規模な事業は、賦課金等により分担金、使用料、加入金、手数料、過料、過賃金、及び物件の賃借料等は納付者知照によりこれを徴収し、その他の収入は納付者によりこれを収入しななければならない。但し、歳入の場合に、賦課する大規模及び納付者知照又は納付者により難いものに付いては、この限りでない。

第八條 支出は債権者以外の者に対しては、これをすることが出来ない。

第九條 左に掲げる経費については、補助金として現金支拂をせしめられ、その資金は当該債権者に前送することとなる。

一、外國において支拂をする経費

二、遠隔の地又は交通不便の地域に

三 非常災害のため即時支拂を必要とする経費

四 特別の必要があるときは、補助金以外の者に対して、前項の規定による現金前送をすることが出来る。

第十條 左に掲げる経費については、補助金をすることが出来る。

一、旅費

二、官公署に対し支拂うべき経費

三、補助金

第十一條 左に掲げる経費については、補助金をすることが出来る。

一、官公署に対し支拂うべき経費

二、補助金

第十二條 前各号に掲げるものを除く外、必要があるときは、知事は、議会の議決を経て資金前送、現金前送又は現金前送をすることが出来る。

第十三條 歳入の繰入又は通納は、つた金額の繰入は各々これを収入した歳入から支出しななければならない。

見、歳入の繰入又は通納は、つた金額の繰入前送、現金前送、現金前送及び現金前送の繰入は各々これを支出した経費

第十四條 出納関係の収入支出は、これを現年度の歳入歳出としなければならない。前條の規定による歳入金又は歳入金で出納関係に係るものについては、また同様とする。

第十五條 経費は毎年度の支拂額を繰越年度の終りまで繰越使用することが出来る。この場合において、知事は、翌年度四月三十日まで、に経費繰越計画を調整し、次回の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第十六條 歳入歳出予算は、これを歳入に区分しななければならない。

第十七條 歳入歳出予算は、これを歳入に区分しななければならない。

第十八條 特別会計に属する歳入歳出は、別にその予算を編成しなければならない。

第十九條 予算は会計年度経過後において、これを追加又は更正することと出来ない。

第二十條 予算に定められた各款の金額は、相互にこれを流用することが出来ない。

第二十一條 予算に定めた各款の金額は、議会に議決を経てこれを流用することが出来る。

第二十二條 出納に關する事項は、会計年度経過後三箇月以内にその整理を完了しなければならない。

第二十三條 会計年度経過後に至つて歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰上げてこれに充てることと出来る。この場合においては、その為の必要は、翌年度の歳入歳出予算に繰入しななければならない。

第二十四條 群島は、議会の議決を経て、群島に属する現金の出納のため、金庫を置かなければならない。

第二十五條 群島の金庫は、本金庫及び支金庫とする。

第二十六條 群島の事務所の所在地に置き、支金庫は、知事において必要と認める地にこれを置く。

第二十七條 支金庫は、支金庫を維持する。

第二十八條 支金庫は、知事が議会の議決を経て定める銀行をしてこれを取扱わしめる。

第二十九條 金庫においては出納長の通知がなければ現金の出納をすることが出来ない。

第三十條 金庫事務の取扱をする者は現金の出納につき群島に対して責任を負う。

第三十一條 金庫事務の取扱をするものは知事の定めるところにより、担保を供せしめることが出来る。

第三十二條 出納長は、定期及臨時に金庫の現金の出納及び帳簿を整理し

提出を命じ又はその取充使用を停止
し、若しくはその移渡を命ずること

梯倒飛行前に墜落　修護　輸移入し
 現に所持している度量衡器は所定の
 形式により届出でなければならぬ。

附註此の條例に定むるもの、外使來使の度量衡器は当分の間これを 用ゐることゝせらる。		第四表 度量衡器		第一表 度量衡器		第二表 度量衡器		第三表 度量衡器		第四表 度量衡器		第五表 度量衡器		第六表 度量衡器		第七表 度量衡器		第八表 度量衡器		第九表 度量衡器		第十表 度量衡器		第十一表 度量衡器		第十二表 度量衡器		第十三表 度量衡器		第十四表 度量衡器		第十五表 度量衡器		第十六表 度量衡器		第十七表 度量衡器		第十八表 度量衡器		第十九表 度量衡器		第二十表 度量衡器		第二十一表 度量衡器		第二十二表 度量衡器		第二十三表 度量衡器		第二十四表 度量衡器		第二十五表 度量衡器		第二十六表 度量衡器		第二十七表 度量衡器		第二十八表 度量衡器		第二十九表 度量衡器		第三十表 度量衡器		第三十一表 度量衡器		第三十二表 度量衡器		第三十三表 度量衡器		第三十四表 度量衡器		第三十五表 度量衡器		第三十六表 度量衡器		第三十七表 度量衡器		第三十八表 度量衡器		第三十九表 度量衡器		第四十表 度量衡器		第四十一表 度量衡器		第四十二表 度量衡器		第四十三表 度量衡器		第四十四表 度量衡器		第四十五表 度量衡器		第四十六表 度量衡器		第四十七表 度量衡器		第四十八表 度量衡器		第四十九表 度量衡器		第五十表 度量衡器		第五十一表 度量衡器		第五十二表 度量衡器		第五十三表 度量衡器		第五十四表 度量衡器		第五十五表 度量衡器		第五十六表 度量衡器		第五十七表 度量衡器		第五十八表 度量衡器		第五十九表 度量衡器		第六十表 度量衡器		第六十一表 度量衡器		第六十二表 度量衡器		第六十三表 度量衡器		第六十四表 度量衡器		第六十五表 度量衡器		第六十六表 度量衡器		第六十七表 度量衡器		第六十八表 度量衡器		第六十九表 度量衡器		第七十表 度量衡器		第七十一表 度量衡器		第七十二表 度量衡器		第七十三表 度量衡器		第七十四表 度量衡器		第七十五表 度量衡器		第七十六表 度量衡器		第七十七表 度量衡器		第七十八表 度量衡器		第七十九表 度量衡器		第八十表 度量衡器		第八十一表 度量衡器		第八十二表 度量衡器		第八十三表 度量衡器		第八十四表 度量衡器		第八十五表 度量衡器		第八十六表 度量衡器		第八十七表 度量衡器		第八十八表 度量衡器		第八十九表 度量衡器		第九十表 度量衡器		第九十一表 度量衡器		第九十二表 度量衡器		第九十三表 度量衡器		第九十四表 度量衡器		第九十五表 度量衡器		第九十六表 度量衡器		第九十七表 度量衡器		第九十八表 度量衡器		第九十九表 度量衡器		第一百表 度量衡器		第一百零一表 度量衡器		第一百零二表 度量衡器		第一百零三表 度量衡器		第一百零四表 度量衡器		第一百零五表 度量衡器</
--	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	---------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	----------------------	--	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--	-----------------------------

[illegible][illegible]

[illegible]

重量	公差	重量	公差	重量	公差
一オンス	0.04グラム	一オンス	0.04グラム	一オンス	0.04グラム
二オンス	0.08グラム	二オンス	0.08グラム	二オンス	0.08グラム
四オンス	0.16グラム	四オンス	0.16グラム	四オンス	0.16グラム
八オンス	0.32グラム	八オンス	0.32グラム	八オンス	0.32グラム
一ポンド	0.4536キログラム	一ポンド	0.4536キログラム	一ポンド	0.4536キログラム

検査

重量	公差
一オンス	0.04グラム
二オンス	0.08グラム
四オンス	0.16グラム
八オンス	0.32グラム
一ポンド	0.4536キログラム

度量衡器検査請求書

検査手数料額金 圓 銭也

種類	検査手数料額金	検査手数料額金	検査手数料額金	検査手数料額金	検査手数料額金
金	金	金	金	金	金
銀	銀	銀	銀	銀	銀
銅	銅	銅	銅	銅	銅
鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄
その他	その他	その他	その他	その他	その他

右検査請求致しませ

年 月 日 住所 氏 名 印

沖縄度量衡検査所長殿

群島知事官の二條第二項の規定に
基き、沖縄群島度量衡検査所設置に關す
る條例を、ここに公布する。

一九五一年五月八日

沖縄群島知事 平良 辰雄

沖縄群島條例第二十九號

第一條 沖縄群島度量衡検査所設置條例
正を、ここに公布する。この條例の定
めるところにより、沖縄群島度量
衡検査所を設置する。

第三條 沖縄群島度量衡検査所の業務
は、左の通りである。
一、度量衡器の検査に關する事項
二、度量衡器の取扱いに關する事項
三、度量衡器による計量の取締に關
する事項
四、検査料金の徴収並びに管理に
關する事項
五、其の他度量衡に關する事項
第四條 沖縄群島度量衡検査所に、左
の職員を置く。
所長、事務官、度量衡官、事務官
補、度量衡官補
第五條 所長は事務官をもつてこれに
充てる。
第六條 所長は知事の命を受け所務を掌
理する。
第七條 所長事故あるときは、上層職員
がその事務を代理する。
第八條 事務官並に事務官補は上司
の指揮を受けて業務に従事する。
第九條 度量衡官並に度量衡官補は上
司の指揮を受けて検査並びに取締
りに關する業務に従事する。
附則
この條例は公布の日から施行する。
群島知事官の二條第二項の規定に
基き、沖縄群島度量衡検査手数料徴収
一、検査手数料 (メートル法、又舊法によるもの)
一、検査
二、金
三、五〇銭

[illegible]

全長四メートル以下		一〇〇円〇〇銭
全長四メートルを超えたるもの		一三〇〇・〇〇
六十四分の一インチ以下に以下の目盛があるものに付いては其の目盛ある部分の長六インチ毎に金銀圓を加う		
(一) 重量		
かりん重量	計量箇の全重量は表示器(補算計を除く)の最大指示量(計量箇及表示器を有するものに任りては表示器(補算計を除く)の最大指示量三ガロン以下五ガロン以下五ガロンを超えたるもの	一〇〇〇・〇〇 五〇〇・〇〇 一〇〇〇・〇〇
(二) 衡器		
天秤	重量の十万分の一以下の重量を感するもの	五〇〇・〇〇
上皿天秤	重量の五千分の一以下の重量を感するもの	一五〇・〇〇
台秤	重量の三百分の一以下の重量を感するもの	一〇〇・〇〇
及秤	重量の二百分の一以下の重量を感するもの	二六〇・〇〇
(増又は減の量を除く)	更に一トン迄を増す毎に金銀圓を加へる重量に非ざる増減のものに付いては金銀圓を加う	五五〇・〇〇 九六〇・〇〇
上皿秤	重量十ポンド以下	六〇〇・〇〇
十分秤	重量五十ポンド未満	一六〇・〇〇
秤	更に十ポンド迄を増す毎に金銀圓を加へる重量に非ざる増減のものに付いては金銀圓を加う	
各種		二四・〇〇
自動秤	重量十ポンド以下	一〇〇・〇〇
	重量五十ポンド以下	二〇〇・〇〇
	重量三百ポンド以下	三〇〇・〇〇

更に一トン迄を増す毎に金銀圓を加う		五五〇・〇〇
一ポンド以下		一〇〇・〇〇
十ポンド以下		二〇〇・〇〇
五十六ポンド以下		八五〇・〇〇
定置増減各種一箇		
沖繩縣法第二條第二項の規定に基き、沖繩縣農産物検査所設置に關する條例を、ここに公布する。		
一九五一年五月八日		
沖繩縣知事 平良 辰雄		
沖繩縣農産物検査所三十一號		
第一條 沖繩縣農産物検査所設置條例の検査並びに植物の検査を行うため、沖繩縣農産物検査所(以下農産物検査所という)を設置する。		
第二條 農産物検査所は、那覇市に置く。但し必要に應じ出張所を設け、農産物検査所を置くことが出来る。		
第三條 農産物検査所は、左の事業をつかさどる。		
一 砂糖及び砂糖原料の検査		
二 その他農産物の検査		
三 輸出及び輸入植物の植物検査		
四 沖繩縣内の植物の検査		
第四條 農産物検査所に、左の職員を置く。		
所長、技官、事務官、技官補、事務官補		
第五條 所長は、技官を以てこれに充てる。		
二、所長は、知事の命を受け所務を掌理する。		
三、所長事務及びそのほか、上層職員に代表代理する。		
第六條 技官並びに技官補は、上司の指揮を受けて農産物検査に關する業務に従事する。		
二、事務官並びに事務官補は、上司の指揮を受けて業務に従事する。		
第七條 如前項は、必要ありと認めるときは、第四條の職員の外に、検査並びに検査業務の補助のため臨時検査員を置くことが出来る。		
附則		
この條例は、公布の日から施行する。		
沖繩縣農産物検査所條例の一部を改正する條例を、ここに公布する。		
一九五一年五月八日		
沖繩縣知事 平良 辰雄		
沖繩縣農産物検査所三十一號		
沖繩縣農産物検査所條例の一部を改正する條例		
沖繩縣農産物検査所條例(一九五一年三月三十一日沖繩縣條例第十七号)の		

一 部次及び改正する。

第一章 総則

第十六條 次は、この章を定める。

第二章 初等学校

第十七條 初等学校は、心身の発達に

応じて、初等普通教育を施すことを

目的とする。

第十八條 初等学校における教育につ

いては、前條の目的を達成するため

に、左の各号に掲げる目標の達成に

努めなければならない。

一 学校内外の社会生活の経験に基

き、人間相互の關係について、正しい

理解と協同、自主及び自決の精神

を養ふこと。

二 御土及び全琉球の現状と歴史に

ついて、正しい理解を導き、進ん

で國際協調の精神を養ふこと。

三 日常生活に必要な衣食住の

産業等について、基礎的な理解と

技能を養ふこと。

四 日常生活に必要な知識と平易な

技能を、正しく理解し、使用する

能力を養ふこと。

五 日常生活に必要な数量的な知識

を、正しく理解し、処理する能力

を養ふこと。

六 日常生活における自然現象を科

学的に觀察し、処理する能力を養

ふこと。

七 健康、安全で幸福な生活のため

に必要な習慣を養い、心身の調和

的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、

美術、文藝等について、基礎的な

理解と技能を養ふこと。

第十九條 初等学校の修業年限は六

年とする。

第二十條 初等学校の教科に關する事

項は、第十七條及び第十八條の規定

に従い、監督庁がこれを定める。

第二十一條 初等学校においては、監

督庁の指定する教科書以外の教科

書又は監督庁において編纂した

教科用圖書を使用しなければならない

い。前項の教科用圖書以外の圖書

その他の教材で、初等適切なものは、

これを採用することができ、

第二十二條 保護者(子女に対して親

権を有する者、親権を有する者がな

きは、養育人又は後見人の職務を付

する者という。以下同じ。)は、子女の

満六才に達した日の翌日以後におけ

る最初の学年の初日から満十二才に達

した日の前までの学年の終りまで、父を

初等学校に入学させる義務を負う。

第二十三條 初等学校は、前條によつて、保

護者が就学させなければならない子

女(以下学令児童と稱する。)で、病

弱、身体不完全その他やむを得ない

事由のため、就学困難と認められる

者の保護者に対しては、公共団体立

初等学校の管理機關は監督庁の認可

を受けて前條第一項に規定する義務

を負ふ又は免除することができる。

第二十四條 第二十三條の規定により、

初等学校設置の義務を負ふ免除された区

域内の学令児童の保護者は、第二十

二條第一項に規定する義務を負ふ

免除されたものとする。

第二十五條 経済的理由によつて、就

学困難と認められる学令児童の保護

者に対しては、市町村は、必要は後

助を與へなければならない。

第二十六條 公共団体立初等学校の管

理機關は、保護者にかかり、若しく

はその親のある児童又は身体不良で

あつて他の児童の教育に妨げがある

と認められる児童があるときは、その保

護者に対して、児童の出席停止を命

ずることができ、

第二十七條 学令に達しない子女は、

これを初等学校に入學させることが

できない。

第二十八條 初等学校には、校長、教

頭、教諭及び事務職員を置くが、け

は、ならない。但し特別の事情がある

ときは、教頭及び事務職員を置か

ないことができる。

初等学校には、前項の外、助教諭と

その他必要の職員を置くことができる

校長は、教務を掌り、所屬職員を

監督する。

教頭は校長の職務を助け、校長が

不在ときは、その代理をする。

教諭は、児童の教育を掌る。

助教諭は、教諭の指導により児童

の教育を掌る。

事務職員は事務に従事する。

第二十九條 市町村は、その区域内に

ある学令児童を就學させるに必要は

初等学校を設置しなければならない

第三十條 町村は、前條の規定による

ことと不能又は不適当と認めるとき

は市町村学校組合を設けることができ

る。

第三十一條 町村が前二條の規定によ

ることと不能又は不適当と認めら

るときは初等学校の設置に代え、学令

児童の全部又は一部の教育事務を、

他の市町村、市町村学校組合に委託

することができる。

第三十二條 町村が、前三條の規定に

よる責任を負ふが、監督庁が認め

るときは、監督庁は、その町村に対

して、必要は補助を與へなければならない

第三十三條 監督庁は、町村、市町村

学校組合の一部について、第三十一

條の不可能又は不適当と認めらる事

があるが、同條及び前條の規定によ

ることができないと認めるときはそ

の町村、市町村学校組合に、その一

部に關し、初等学校設置の義務を免

除することができる。

第三十四條 私立の初等学校は、監督

庁の所管に屬する。

第三章 中等学校

第三十五條 中等学校は、初等学校における教育の基礎の上に、心身の発達に應じて中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中等学校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、初等学校における教育の目標をなお充分に達成して、社会の形成者として必要の能力を養ふこと。

二、社会に必要な職業について基礎的知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養ふこと。

三、学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養ふこと。

第三十七條 中等学校の修業年限は三年とする。

第三十八條 中等学校の教育に関する事項は、第三十五條又第三十六條の規定に従い、並行して、これを定める。

第三十九條 保護者は、子女が初等学校の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初め、第十五才に達した日の翌年の学年の終りまで、これを中等学校又は高等学校、専門学校若しくは職業学校に入学させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が、就学

せしめなければならない子女はこれを学令生徒と称する。

第四十條 第三十一條第三項の定めは、第二十三條から第三十六條までの規定は、中等学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第四十一條 高等学校は、中等学校における教育の基礎の上に、心身の発達に應じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二條 高等学校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、中等学校における教育の成果をさらに発展、充実にして、社会の有為な形成者として必要の知識と能力を養ふこと。

二、社会において果敢に行動し、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的知識を高め、専門的な技能に習熟させること。

三、社会について、深く深い理解と健全な批判力を養ひ、個性の確立に努めること。

第四十三條 高等学校の学科及び教科に關する事項は、前二條の規定に従い、並行してこれを定める。

第四十四條 高等学校には、通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び所内において

授業を行う課程を置くことができる。

第四十五條 高等学校の修業年限は、三年とする。但し特別の技能教育を施す場合及び第四十四條第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えものとすることができる。

第四十六條 高等学校に入学することのできる者は、中等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者とする。

第四十七條 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者に対して特許有程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

高等学校の別科は、前條に規定する入学者を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、半年以上とする。

第四十八條 高等学校に關する教科用図書、入学、退学、転学その他必要

な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十九條 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置くなければならない。

第五十條 第三十八條第二項から第七項まで並びに第三十四條の規定は、高等学校に、これを準用する。

第五十一條 高等学校、専門学校又は養護学校は、大々音者、筆者、又は精神薄弱、身体自由その他心に故障のある者に対して、幼稚園、初等学校、中等学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠点を補うために必要の知識技能を授けることを目的とする。

第五十二條 高等学校、専門学校及び養護学校には、初等部、及び中等部を置くことができる。但し特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

前項の高等学校及び養護学校には、幼稚園及び高等部を置くことができる。

第五十三條 高等学校、専門学校及び養護学校の初等部及び中等部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書又は幼稚園の保育内容

は、初等学校、中等学校、高等学校又は幼稚園に準じて、監督庁がこれを定める。

第五十四條 養護は、その区域内にある学令児童及び学令生徒の中、前項

學者、又は精神薄弱、身体不自由その他心に故障のあるものを、高等學に止るに必要ない。高等學、高等學校又は高等學校に設置しなげらるべきでない。

第五十三條 初等學校、中等學校及び高等學校には、左の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊學級を置くことができる。

一 性格異常者
二 精神薄弱者
三 學者及び公費學費者
四 盲者及び弱視者
五 言語不自由者
六 其他の不具者

前項に掲げる學校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対し、特殊學級を設け、又は療養を必要として教育を行ふことができる。

第五十六條 第十九條、第二十條、第二十八條(第四十條及び第五十條において準用する場合を含む)第三十四條、第三十七條、第四十五條から第四十七條まで、第四十九條、第六十條及び第六十一條の規定は、盲學校、聾學校及び養護學校に、これを準用する。

第六章 幼稚園

第五十七條 幼稚園は、幼児を保育し、適當な環境を與えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第五十八條 幼稚園は、前條の目的を實現するために、左の各号に掲げる

目標の達成に努めなければならない。

一 健康、安全及び幸福な生活のために必要ない時々の習慣を養ひ、身体活動の調和的発達を図ること

二 園内において、集團生活を體驗させ、專らこれに参加する態度と協同、自主及び自他の精神の芽生えを養ふこと

三 身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養ふこと

四 言語の使い方を正しく導き、重言、絵本等に対する興味を養ふこと

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養ふこと

第五十九條 幼稚園の保育内容に関する事項は、前三条の規定に準じ、監督官が之を定める。

第六十條 幼稚園に入園することのできる者は、満四才から、初等學校就學の時期に達するまでの幼児とする。

第六十一條 幼稚園には、園長及び教諭又は助教諭を置くなければならない。

幼稚園には、前項の外、必要と認めるときは、必要と認める。

園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は、幼児の保育を掌る。

助教諭は、教諭の指導により幼児の保育を掌る。

第六十二條 第三十四條の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七章 規則

第六十三條 第一條に掲げるものの以外のもので、教育に要する教育を行ふものは、これを各種學校とする。

各種學校は、第一條に掲げる學校の名称を用いてはならない。

第四條から第七條まで、第十三條、第十四條及び第三十四條の規定は、各種學校に、これを準用する。

前項の外、各種學校に同じ必要な事項は、監督官が、これを定める。

第六十四條 監督官において、學校又は各種學校以外のものが各種學校の教育を行ふものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前條の規定により定めることができる。

第六十五條 學校教育上便利のため、及び、學校には、社会教育に関する施設を附置し、又は學校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

第六十六條 この條例に規定するものの外、この條例施行のために必要と認めるときは、監督官がこれを定める。

第八章 罰則

第六十七條 第十三條の規定(第六十三條第三項において準用する場合を含む)による命令等に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは罰金又は一万円以下の罰金に処する。

第六十八條 第六十六條の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第六十九條 第三十二條の第一項又は第三十九條第一項の規定による義務履行の督促を要しない義務履行しないものは、これを一千円以下の罰金に処する。

第七十條 第六十三條第二項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則

第七十一條 この條例は公布の日から施行し一九五一年五月一日からこれを適用する。但し第二十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する盲學校、聾學校及び養護學校における就學義務並びに第五十四條に規定するこれらの學校の教育に關する部分の施行期日は監督官がこれを定める。

第七十二條 私立盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園は、前條の規定にかかわらず、部分の適用期日とは公的な承認を受けることを要しない。

第七十三條 公共団体は第三十三條の規定(第六十三條第三項において準用する場合を含む)にかかわらず、命令等による義務履行の全部又は一部の教育義務を、認可した私立學校に委任する法令又は私人に委託することから、私人に委託するときは、前項の規定により、委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することができる。

附則

この條例は、公布の日から施行し、五月十日より施行する。

汴經群島統計調查條例

市町村税條例の一部を改正する條例

沖繩群島財務條例

沖繩群島警務所設置條例

誤行